

9-3
1-41

審議会等の設立基準等に関する件

(閣議決定案)

天野 236

審議会等の設置

(一) 審議会、審査会、協議会、顧問、参与その他これに類似するもの（以下「審議会等」と称する。）は、それが附置される行政機関の所掌事務に關し、一般的政策、方針、法律、政令その他の規則の草案その他一般的に適用される事項について、当該行政機関の職員のみからは得られない参考的乃至勸告的な意見を職取するために設置されるものとする。但し、斥に掲げるような場合には、個々の特定事務について諮議する審議会等を設置することができる。

(1) 職業的資格の試験決定を行う場合

(2) 懲戒、職業上資格の制限又は剝奪を行う場合

(3) 官吏のみで組織され、又は委員が他の営利的職業と兼職できない

ない旨の法律上の制限がある場合

右のほか、商業、工業、運輸業、金融業その他の企業と関係のないものについては、斥に掲げるような場合にも、個々の特定事項について諮議する審議会等を設置することができる。

(1) 行政処分に対する異議の申立、紛争等を裁定する場合

(2) 損害額、補償額等を判定する場合

(3) 特定の行政行為について広く部外の公平な意見を聞く必要がある場合

審議会等を設置する場合は法律によらなければならない。もし、法律によらないで審議会等を設置した場合には、事後なるべく速かに、立法的手段を講じなければならない。

審議会等の委員

審議会等の委員は、その審議会等が切言することとなつていない。審議会等に代表するようになり、選定されなければならない。

産業界の役員を任命する場合には、でき得る限り、大中小各企業、地理的位置及び当該産業を構成する企業の諸形態を公平に代表するように、選出しなくてはならない。又同一の会社又は当該企業の経営に直接若しくは間接に關与するものが二人以上委員に任命されてはならない。

- (二) 既に該当する者を審議会等の委員に任命してはならない。
- (三) 過去五年以内に刑事上の罪により禁錮以上の刑に処せられた者又は過去一年以内に刑事上の罪により自罪の判決を受けた会社

の役員である者

- (四) 公正取引委員会の最終決定により、個人として又は会社の役員として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律又は事業者団体の違反に責任ありと認められた者は事業者団体の違反に責任ありと認められた者
- (五) 商業、工業、運輸業、金融業その他の企業に關係ある審議会等以下「経済關係審議会等」といふ。一であつて今後設置され

るものについては、事業者団体の役員を委員に任命してはならない。又、既存のものであつて事業者団体の役員が委員となつてゐるものについては、次項によつて選定された当該委員の任期(本項の決定に基く審議会等改組の措置がとられた日から起算するもの)として、更新の場合を含む。一終了後は、新に事業者団体の役員

- (三) **経済關係**委員に任命してはならない。一、経済關係審議会等にあつては六ヵ月つて、更に一回を限つて、更新され得るものとする。旧し、その任命に當り國會の議決を経るもの及び前條一、(イ)の審議会等については、別段の定めをすることができらる。
- (四) 審議会等の委員を任命する場合及びその任期を更新する場合に、内閣総理大臣の承認を経なければならぬ。
- (五) 各行政機關は、その所管に屬する審議会等の委員の履歴書を、

常時備えて、部外者から要求のあつた場合には、これを開覽せしめなければならぬ。

三 審議会等の運営

- (一) 経済関係審議会等の助言、意見又は警告は、政府を公的に拘束する効果を有するものではない。
- (二) 経済関係審議会等（前掲一、二）の場合を除く。一は、個々の特定事項について審議してはならない。
- (三) 審議会等は、そのなすべき助言、勧告又は意見に關係があり、又はそれらによつて影響を受ける個人又は団体から、場所又は施設の提供を受けてはならない。
- (四) 審議会等は、その業務の実施を他の個人又は団体に委託したり、又は、政府以外の者から、業務の経費支弁若しくは補償として、金銭を受けてはならない。

四 現存審議会等の措置

- (一) 現存の各種審議会等については、行政簡素化及び経費節減の見地から、別途閣議決定するところによつて大幅にこれを縮減するとともに、本基準に基く所要の改組を行うものとする。
- (二) 右の廃止又は改組に必要な法律改正等の措置は、各府省において立案し、今期通常国会に提案するものとする。
- (三) 法令により地方公共団体に置かれた審議会等についても本閣議決定の趣旨により簡素化を行うとともに、地方公共団体自体の設置する審議会等についても中央の措置にあらつてこれを再検討するよう勧奨するものとする。

(備考) 昭和二十四年十一月四日付閣議決定「審議会等整理方針」はこれを廃止する。

行政機構簡素化の一環として各省庁に附属する審議会等を左の要領によりてできる限り縮減し、公務員の責任体制を明確化すると共に事務の簡素化、能率化及び経費の節減を図るものとする。

（整理基準）

- 一、異議の裁定等裁判的な機能を営むものは残す。
- 二、資格その他に關し、試験検定的な機能を営むものは残す。
- 三、評価、補償等専門知識による鑑定的機能を営むものは残す。
- 四、官吏のみを委員とするものは原則として廃止する。
- 五、民間の意見聴取程度のもものは原則として廃止する。
- 六、類似する性質のもものはなるべく統合する。
- 七、法律によつて設置せられたものと然らざるものとを特に區別しない。

（措置）

- 一、法律（実体法及び設置法）によるものは通常国会において改正の措置をとる。

- 二、存続するものについても、委員数を極力縮減する。
- 三、行政上必要を協議会、公廩会等に要する最少限度の経費は審議会の有無にかかわらず予算上考慮する。

